

地域密着型特定施設入居者生活介護重要事項説明書

1 事業主体の概要

名 称	平和興産株式会社
代 表 者 名	石田 勝義
所在地・連絡先	(住所) 函館市美原2丁目8番23号 (電話) 0138-46-1500 (FAX) 0138-46-9222

2 施設の概要と構造

(1) 施設の概要

施設の名称	地域密着型特定施設 平和の森美原
所在地・連絡先	(住所) 函館市美原3丁目53番30号 (電話) 0138-47-8899 (FAX) 0138-47-8844
事業所番号	0191400167

(2) 施設の構造等

敷地	1,821.95㎡
構造	鉄骨造2階建て
居室・共用部 合計面積	1,137.66㎡
利用定員	29名
介護専用居室	29室

※介護専用居室の全てが一時介護室です。

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

当施設は要介護状態にある入居者に対し、適切に地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

当施設は、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上の介護を行うことにより、入居者が施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。

(3) その他

事項	内容
地域密着型特定施設サービス計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を踏まえた上で、計画の変更を行い入居者へ説明し確認していただきます。
地域等との連携	地域行事への参加又は施設行事への招待など、地域住民との交流の機会を積極的に設け、地域の中で暮らす生活環境作りに勤めます。 施設の特徴を生かした運営に努め、地域にある医療及び介護機関などの関係機関との連携を図ります。

4 施設の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			施設全体の管理
生活相談員	1	1				生活相談
介護職員	24	14	1	9		介護
看護職員	3	1		2		看護
機能訓練指導員	1			1		機能訓練指導
計画作成担当者	1	1				地域密着型特定施設サービス 計画書の作成

5 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

イ サービスの内容

種類	内容
食事	入居者の状況に応じ適切な食事の提供と、状況に応じた食事介助を行います。食事の自立について適切な援助を行います。
入浴	入居者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立について適切な援助を行います。
排泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。適切な整容が行われるよう援助をします。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	看護職員により入居者の状況に応じ適切な措置を講じます。
レクリエーション等	日常的なレクリエーションや季節に応じた行事を行い、心身のリフレッシュに加え、身体機能の低下を防止するなど多目的な活動を行います。
状態把握及び相談援助	入居者の状態把握と入居者、家族からのご相談に応じます。

ロ 費用

費用については介護保険法に定める通りの自己負担分と事業所の定める介護保険適応外のサービス費及び物品の金額の合計が入居者の負担額となります。料金については「別紙料金表」をご参照ください。

入居者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

6 利用料等のお支払方法

請求は当月の利用料を翌月10日以降に請求書を発送致します。お支払はゆうちょ銀行の自動払い込み、もしくは指定口座への振り込みを選ぶことができます。

※入金確認後、領収証を発行します。

①ゆうちょ銀行自動払込みをご利用する場合

毎月19日までに自動払込みをご利用する口座にご利用料分を預け入れてください。

②毎月25日までに指定口座にお振込下さい。

・指定口座

道南うみ街信用金庫 亀田支店

普通預金 口座番号0152079

口座名義 平和興産(株) 口座名義フリガナ ハイワコウサンカブシキガイシャ

7 施設の利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	5箇所
	避難階段	1箇所	屋内消火栓	5箇所
	自動火災報知機	あり	誘導灯	13箇所
消防計画等	函館北消防署への届出日：平成22年10月4日 防火管理者：中山 剛			

9 事故・緊急時等における対応方法

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が入居者に対して行う地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が入居者に対して行った地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
入居者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護の提供中に、入居者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、入居者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、入居者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。</p>

10 協力医療機関等

医療機関	病院名	医療法人社団仁生会 西堀病院
	所在地	函館市中道2丁目6番11号
	電話番号	(0138) 52-1531
医療機関	病院名	ケアプラザ新函館・たけだクリニック
	所在地	函館市宮前町 27-11
	電話番号	(0138) 62-3100
医療機関	病院名	医療法人雄心会 函館新都市病院
	所在地	函館市石川町 331-1
	電話番号	(0138) 46-1321
医療機関	病院名	医療法人社団 守一会 北美原クリニック
	所在地	函館市石川町350番18号 石川学園通メディカルビル2階.
	電話番号	(0138) 34-6677
医療機関	病院名	医療法人社団 玄心会 吉田眼科病院
	所在地	函館市本通2丁目31-8
	電話番号	(0138) 53-8311
医療機関	病院名	医療法人 亀田病院 分院 亀田北病院
	所在地	函館市石川町 191-4
	電話番号	(0138) 46-4651
歯科	病院名	つるが歯科
	所在地	北海道函館市北美原 1-17-4
	電話番号	(0138) 47-3838

11 専用居室又は一時介護室の利用条件・手続

入居者のより適切な介護のため、必要に応じ専用居室又は一時介護室において介護する場合があります。

その必要性の判断は、入居者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聴き、入居者の意思を確認し、家族又は保証人の意見を聞いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができない場合は、事後速やかに医師の意見を聴き、適切な措置をとります。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護

入居者及びその家族に関する秘密の保護について	<p>事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た入居者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た入居者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。</p>
個人情報の保護について	<p>事業所は、入居者もしくは家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を用いません。事業所は、入居者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p>

1 3 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	<p>事業者は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。</p>
緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討会議を行います。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ入居者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとしします。</p>
身体的拘束等の記録	<p>身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、入居者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。</p>
再検討	<p>身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。</p>

1 4 サービス内容に関する苦情等について

<p>苦情処理の体制及び手順</p>	<p>苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を生活相談員とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)</p> <p>苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
<p>事業所苦情相談窓口</p>	<p>担当者 管理者 大畑 郁子 生活相談員 山田 幸拓 連絡先 地域密着型特定施設入居者生活介護 平和の森美原 TEL 0138-47-8899 また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。</p>
<p>事業所外苦情相談窓口</p>	<p>函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 0138-21-3025</p>
	<p>北海道国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5161</p>

1 5 衛生管理

<p>衛生管理について</p>	<p>事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。</p> <p>従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、入居者との摂食を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。</p> <p>入居者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。</p>
<p>感染防止マニュアル</p>	<p>ノロウィルス、インフルエンザ等の感染防止マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。</p> <p>また、従業員への衛生管理に関する研修を行います。</p>

1 6 運営推進会議の概要

<p>運営推進会議の目的</p>	<p>地域密着型特定入居者生活介護に関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。</p>
<p>委員の構成</p>	<p>入居者代表、入居者の家族代表、地域の代表者 地域密着型特定施設入居者生活介護の知見を有する者 函館市職員もしくは地域包括支援センター職員</p>
<p>開催時期</p>	<p>おおむね2ヶ月に1回開催します。</p>

17 その他運営に関する留意事項

職員研修について	当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。 (1) 採用時研修 採用後1か月以内 (2) 定期研修 随時
記録の整備と保管について	事業者は、入居者に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の開始日から5年間保存します。
その他	この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

18 施設入居・利用契約

施設の運営については、入居者と事業者との間で結ばれた契約に従います。

当事業者は、重要事項説明書に基づいての地域密着型特定施設入居者生活介護サービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

説明者 _____ 印

入 居 者	住 所	〒 -		
	氏 名	印		
	電話番号	- -	FAX	- -

代 筆 者	住 所	〒 -		
	氏 名	印		
	本人との 関係			
	電話番号	- -	FAX	- -

保 証 人	住 所	〒 -		
	氏 名	印		
	本人との 関係			
	電話番号	- -	FAX	- -

事 業 者	所 在 地	〒041-0806 函館市美原2丁目8番23号		
	名 称	平和興産株式会社		
	代 表 者	石田 勝義 印		
	電話番号	0138-46-1500	FAX	0138-46-9222

介護サービス内容	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス	月額の利用料等を徴収した上で実施するサービス	介護サービス等の詳細
<p>介護サービス</p> <p>食事介助 排泄介助・おむつ交換 おむつ代 入浴（一般浴）介助・清拭 特浴介助（移動・着替え等） 身辺介助 機能訓練 通院介助 付き添いサービス 通院代行</p>	<p>なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし</p>	<p>あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり</p>	<p>身体状況に応じ介助 身体状況に応じ介助 実費負担 入浴介助、見守り週2回まで実施し、3回目以降は1回につき費用負担あり（一般浴・特浴共通）（料金表参照） ケアプランに沿って実施 ケアプランに沿って実施 希望時に実施（料金表参照） 希望時に実施（料金表参照） 本人に代わり受診し状態の報告をした場合（料金表参照）</p>
<p>生活サービス</p> <p>居室清掃 シーツ交換 日常の洗濯 居室配膳・下膳 入居者の嗜好に応じた特別な食事 おやつ 理美容師による理美容サービス レクリエーション、行事等 買い物代行 各種申請代行 金銭・貯金管理 持ち物管理 送迎サービス 付き添いサービス</p>	<p>なし なし</p>	<p>あり あり</p>	<p>週1回実施し、2回目以降は1回費用負担あり（料金表参照） 週1回実施し、2回目以降は1回費用負担あり（料金表参照） 週2回実施し、3回目以降は1回費用負担あり（料金表参照） 必要に応じ実施 行事等の特別な食事は実費負担 実施していない 実費負担 実費負担 週1回実施し、2回目以降は1回費用負担あり（料金表参照） 介護保険に関する手続きのみ実施し、それ以外は実費原則として本人管理とし、状況により1万円程度有料ロッカーを使用する場合、費用負担あり（料金表参照） 希望時に実施（料金表参照） 希望時に実施（料金表参照）</p>